

第4回むつ市総合開発審議会
会 議 録

(平成24年10月26日)

むつ市総務政策部企画調整課

1. 日 時 平成24年10月26日(金) 開 会 午後1時30分
閉 会 午後2時30分

2. 場 所 むつ市役所大会議室1

3. 出席委員 (委員19名)

石 田 勝 弘 委員	大 瀧 次 男 委員
宮 浦 雅 子 委員	立 花 順 一 委員
折 舘 博 委員	徳 直 義 委員
工 藤 清四郎 委員	櫛 引 由 昭 委員
高 谷 邦 委員	成 田 幸 雄 委員
白 川 光 治 委員	星 和 夫 委員
大 瀧 孝 宏 委員	小 川 千 恵 委員
田 中 常 浩 委員	平 塚 邦 夫 委員
坪 二三子 委員	佐々木 重 人 委員
西 田 キ イ 委員	

4. 欠席委員 (委員9名)

佐々木 隆 徳 委員	關 實 委員
住 吉 明 夫 委員	藤 島 文 孝 委員
笠 井 俊 二 委員	千 舩 五 郎 委員
濱 崎 正 明 委員	三 上 史 雄 委員
向 井 宏 治 委員	

5. 事務局職員 (8名)

伊 藤 道 郎 総務政策部長	高 橋 聖 企画調整課長
吉 田 和 久 企画調整課総括主幹	斉 藤 洋 一 企画調整課主任主査
岩 瀬 圭 吾 企画調整課主任主査	新 谷 智 文 企画調整課主査
大 場 達 也 企画調整課主事	京 谷 香 織 企画調整課臨

6. 長期総合計画策定小委員会 (8名)

花 山 俊 春 総務政策部政策推進監	(第1策定小委員会委員長)
石 野 了 財務部政策推進監	(第1策定小委員会副委員長)
古 川 俊 子 保健福祉部政策推進監	(第2策定小委員会委員長)

鹿内	徹	保健福祉部副理事健康推進課長	(第2策定小委員会副委員長)
竹山	清信	民生部政策推進監	(第3策定小委員会委員長)
吉田	正	建設部政策推進監	(第4策定小委員会委員長)
笠井	哲哉	経済部政策推進監	(第5策定小委員会委員長)
浜田	一之	経済部産業政策課長	(第5策定小委員会副委員長)

7. 次第

1. 開会

2. 議題

(1)第3回審議会における質疑事項について

(2)後期基本計画(案)の答申について【答申文、修正意見】

(3)後期基本計画(案)の答申について【要望事項】

3. その他

4. 閉会

8. 会議概要

別紙のとおり

1. 開会

(総務政策部長)

皆さま、お忙しい中、ご出席を賜り、誠にありがとうございます。

定刻となりましたので、ただ今から第4回むつ市総合開発審議会を開催いたします。

それでは早速、議題に入りたいと存じます。

2. 議題

(会長)

前回に引き続きまして、会議の進行を務めさせていただきます。よろしく申し上げます。

それでは、議題に入ります前に、本日の出席委員は19名であり、委員数29名の半数以上に達しておりますので、むつ市総合開発審議会条例第5条第2項の規定によりまして、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。

本日は次第にありますように「第3回審議会における質疑事項について」及び「後期基本計画(案)の答申について」を議題といたします。

(1) 第3回審議会における質疑事項について

(会長)

それでは、議題(1)第3回総合開発審議会における質疑事項について、事務局より説明と回答をお願いします。

(事務局)

後期基本計画(案)10ページの「第1次産業との関係」、14ページの「エネルギー関連産業の育成」に列記されている各主要計画につきまして、前期5ヵ年における実績等を伺いたいということでありました。

初めに、後期基本計画(案)10ページの主要計画の1番目、「第1次産業を活用した各種ツーリズムの実施」についてであります。

下北の春の風物詩として県内外からのお客様にも楽しんでいただくという趣旨で、従来とは違った観点から、観光事業の一貫として、むつ市漁協、むつ商工会議所、むつ市観光協会、そしてむつ市などが一体となって、むつ市芦崎湾の潮干狩り実行委員会を立ち上げ、観光関係事業者と連携してツーリズムを実施しております。また今年度は、首都圏を対象とした「感動半島しもきたモニターツアー」を実施し、べこ餅作りや海峡サーモン祭りを体験していただいたほか、首都圏在住の元気むつ市応援隊プロデューサーの方々に、モニターとして本州最北端のぶどう畑あるいは大畑の海峡サーモン祭り等を体験していただくツアーも実施しております。

次に主要計画の2番目、「観光関連産業における地産地消の促進について」であります。市では消費者が求める農林水産物やその加工品を生産から流通、販売までを結びつけて売

り込んでいこうとする、販売を特に重視した「むつ市のうまいは日本一」推進プロジェクト事業を実施しております。これまで各小売店、ホテル、旅館等をむつ市地産地消協力店として登録したほか、市内のスーパー等の協力を得まして「むつ市のうまいは日本一フェア」や「地産地消運動協力店感謝祭」の実施など、市長が自ら店頭に立ちまして、むつ市産の愛用の呼びかけに取り組んでおります。

また観光関連産業との連携では、むつ・下北発滞在型観光推進事業を展開しております。そのひとつとして「飲食めぐりクーポン券」の取組を進めておりますが、これは市内に宿泊された観光客の方々がむつ市地産地消協力店を含むお店で安心して「むつ市のうまいは日本一」を楽しんでいただくというものでございます。

次に主要計画の3番目、「地域ブランドの構築について」であります。例えば、一球入魂かぼちゃ、海峡サーモン、脇野沢産の鱒、下北ワイン、大湊海軍コロッケ、いわし、焼きぼしなど、それぞれの生産者が製品の差別化やブランド化に向けた取組をしてきておりますが、市では地域の生産者、団体等が一体となって取り組む地域特産品の発掘や開発、改良をはじめ専門家による商品の評価及び開発、販路拡大に向けた体制づくりなどを支援しております。さらに、地域ブランドに関する意識を醸成するため、地域ブランド開発セミナーの開催や、本市の強みである第1次産品を活用した新商品開発事業にも取り組み、下北観光の魅力アップと地元商品の拡大を目指しております。

(事務局)

続きまして、後期基本計画(案)14ページです。エネルギー関連産業の育成に関する主要計画2項目、再生可能エネルギーの産業化と原子力関連産業等の育成についてであります。

前期5ヵ年の実績として、平成23年1月に、第三田名部小学校に太陽光発電を設置いたしました。規模としては、5.13キロワット、太陽光パネルが27枚ほどのものでございます。また、むつ運動公園野球場周辺に太陽光発電の街路灯を10機ほど設置しております。

さらに、平成22年度に木質ペレットストーブを17台設置したほか、ハイブリッド車を5台、電気自動車を2台導入、その他、猿による食害防止のため、太陽光をエネルギー源とした電気柵を143箇所を設置しております。

また、今年度から4年間の計画で、市役所本庁舎に太陽光発電と蓄電器、主な避難所等に風力と太陽光のハイブリッド型街路灯も設置する予定でございます。

次に原子力関連産業等の育成に関し、第2種放射線取扱主任者試験の講習会を平成22年1月から開催しております。この試験は合格率が20数パーセントという狭き門ですが、平成22年度から平成24年度の受講及び試験結果について申し上げますと、3カ年で178名の方が受講、実際に試験を受けた方は125名、そのうち合格者は32名となっております。その他、平成23年度より、非破壊試験技術者資格試験に対する講習会も実施しております。

(会長)

事務局から説明及び回答がありましたが、改めてご意見はありませんか。

(委員)

後期基本計画(案)は前期基本計画と同じ文面のものが散見されたものですから、前期基本計画期間中にどの程度の進捗があったか確認したかったわけです。いずれの項目も、前進があっても後退はないだろうと、さらに進化を続けていくのだろうと期待しております。

(会長)

その他、ご意見やご質問はございませんか。ないようですので、これで議題(1)を終わります。

(2) 後期基本計画(案)の答申について【答申文、修正意見】

(会長)

それでは、次第の2の(2)につきまして、事務局から説明をお願いします。

(事務局)

議題(2)、後期基本計画(案)に係る【答申文、修正意見】について、事務局が作成しました原案をお手元に配付しております。1ページが答申文、2ページから5ページまでは委員の皆様から提出されました修正意見を掲載しております。

(会長)

答申案及び修正意見は、これまでの会議で質疑、回答があったものをまとめたものですが、皆さまから質問等はありませんか。

(委員)

答申案に、「別紙のとおり一部、修正意見を付して」とあるが、「修正意見・要望を付して」という表現に改められないか。また、当審議会の答申を基に、さらに市側が原案の校正作業をするのかどうか確認したい。

もう一つ、配付された資料の中に、実施計画は毎年度ローリングシステムにより見直しをするという補足説明があるが、後期基本計画の本文にも表記するのか否か確認したい。

(事務局)

答申案の表現についてであります。次の議題である2の(3)で皆様から要望を伺うこととしており、もし要望事項があれば、答申案に「要望を付して」という表現を加えることとなります。

次に答申に基づく校正作業についてであります。総合開発審議会は諮問機関であり、皆様からの意見を踏まえ、計画案を修正するか否か市が判断するわけですが、各回の審議会で、皆様からの意見を基に「修正します」と、ほぼ断定的に回答しておりますので、ご意見を踏まえた計画案の修正がなされると考えております。

もう一点、実施計画のローリングというお話が出ました。実施計画は、当審議会による審議事項ではなく、企画調整課が毎年3年間の計画として作成しているものです。実施計

画は予算編成の際の指針となるものですが、財政事情から、計画に示した事業をすべて当該年度に予算化することは難しいものであります。そのため予算化が見送られた事業については翌年度の実施計画策定の際に特に重要な案件として掲載していく、これがローリングの意味ですが、ただ今説明したような具体的内容を基本計画には掲載いたしません。

(会長)

よろしいでしょうか。

(委員)

はい。

(3) 後期基本計画(案)の答申について【要望事項】

(会長)

続きまして、議題(3)後期基本計画(案)の答申についての【要望事項】について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

前回の審議会において、前期基本計画の要望事項である「地域ファンド」の設立について、現況をお知らせ下さいというご質問があり、その際、第5策定小委員会からの回答は次のとおりでありました。

「長期総合計画を策定した当時、原子力関連企業に対し資金協力を要請するとともに、民間企業や個人の方に対しても資金の協力を仰ぐという趣旨の下、総合開発審議会から地域ファンド設立に関する要望がなされた。しかし、前期5ヵ年で設立に向けた動きはなく、また、東日本大震災以後の原子力関連企業の現況、そして地域経済の低迷に配慮すれば、各方面に寄付等の働きかけをすることは躊躇せざるを得ない。そのため現時点では地域ファンド設立の考えはない。その代わりとして、市が実施している中小企業に対する制度融資やむつ商工会議所による空き店舗助成事業、また財団法人21あおもり産業総合支援センターによる各種助成事業の活用を周知したい」。

これに対し委員から、地域ファンドの設立という要望が出された当時の背景は理解できるが、規模の大小問わず、また縮小してもよいから、引き続き「地域ファンド」の設立について検討して欲しいというご意見が出されました。

しかし、この件について色々と意見交換を行ったものの、地域ファンド設立の是非に関し、一切の結論に達していなかったと思います。

「要望事項」は、様々な事情を背景に、計画本文に掲載することは困難だが、実現に向けて鋭意努力して欲しい旨、総合開発審議会の総意として要望するものですので、本日、「地域ファンド」の設立について、引き続き要望事項とするか否かを審議していただきたいと存じます。

(会長)

今、事務局から地域ファンドの設立について、引き続き要望事項とするかどうか審議して欲しいとの申し出がありました。この件につきまして、どなたかご意見はございませんか。

(委員)

例えば市民団体が市民基金の運用を行う法人を作るから市役所に基金を拠出してくれと申込みをしたとすれば、市としては基金の拠出について相談に応じてくれるのでしょうか。

(事務局)

地域ファンドは、制度運用のための組織をつくり、市、民間企業、個人等による拠出金を基に起業者をバックアップするもので、市はあくまで後方支援という格好で関わっていくものです。

(委員)

民間で組織をつくるべきだとはっきり言った方がいいのではないか。

(事務局)

民間で組織を立ち上げるのであれば、それは結構なことだと思います。

(委員)

市は介入できないんでしょう。

(事務局)

現況では、地域ファンドの設立は難しいと市側は考えている旨、先ほど、説明申し上げたと思います。

(委員)

民間で基金を作ります、資金を調達しますということが可能であれば、それはそれで大いに結構ということでしょうか。

(事務局)

民間で組織、そして基金を設立するとおっしゃるのであれば、それはそれで結構なことだと思います。

(委員)

わかりました。

(会長)

他にご意見、ご質問等はございませんか。地域ファンドの設立について、引き続き要望

事項とするかどうかという案件ですのでご留意下さい。

(委員)

前計画を策定する際、要望事項として掲げたわけですから、実現の見込みが薄いから掲載しませんというのはいかがなものか。基本構想は10年間の計画期間であるから、10年間かけて真摯に対応していただきたいですよ。

(事務局)

基本構想の計画期間は10年間であるものの、前期の5年間で振り返りながら、後期の5年間を検討するという意味では、要望事項を見直すという作業もありうると思いますが、総合開発審議会の総意として、ただ今の案件を引き続き要望として掲載するのであれば、それはそれでよろしいと考えますが。

(委員)

会長が会長職務代理者と協議して是非を決めた方がいいのではないですか。市側が難しいと判断しているから要望事項にはしない、あるいは、まだ可能性があるから、市に対して新たな支援手法を探るよう申し入れるなど。会長自身が判断して決めてもらえれば、私はありがたいのですが。

(会長)

今、委員から私の判断でという意見が出されましたが、私としては、皆様の総意で決定したいと思っております。

それでは、地域ファンドの設立について、引き続き要望事項とすることよろしいですか。

《異議なしの声》

3. その他

(会長)

続きまして次第の3その他に入りますが、皆さまから何かご発言ございませんか。ないようですので、事務局、何かありましたらお願いします。

(事務局)

答申文についてであります、「地域ファンドの設立」に関し、引き続き要望事項にすることで皆様の意見が一致しましたので、「修正意見・要望を付して、ここに答申します」という表現に修正いたします。

また、答申文の最後の部分ですが、「前期5カ年に引き続き、適切かつ効果的な推進に」と表現しておりますものの、主語が不明瞭であると思われるため、主語を補い、「前期5カ

年に引き続き、適切かつ効果的な事務、事業の推進に」に修正したいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

次に市長に対する答申であります、星会長と田中会長職務代理者に出席いただきたいと思っております。市長、会長及び会長職務代理者双方の予定等を確認しながら後日、日時を調整いたしますので、よろしくお願ひいたします。また、答申書でございますが、答申が終了いたしましたら、委員の皆さまに写しを郵送いたします。

さらに、答申に付される修正意見について、本意を変えない程度で、言葉の微調整を行う場合があるかもしれません。その場合には大変恐縮ですが、会長と事務局に一任していただきたいと存じます。また、後期基本計画（案）でございますが、非常に膨大な量でありますので、誤植等があるかもしれません。その部分につきましても、会長と事務局に微調整等を一任していただきたいと存じます。

（会長）

ただいま事務局から答申に関する説明がありましたけれども、よろしいでしょうか。

ご発言がないようでありますので、市長への答申につきましては私と田中会長職務代理者が出席することにいたします。

また、事務局から説明がありましたように、修正意見等につきまして、文章のつながり等を理由として微調整が必要である場合が考えられます。文意が大きく変わるということは考えられませんが、微調整する必要がある場合は、私と事務局へ一任していただければと思っております。繰り返しますが、微調整ですので、皆さまの意見と全く違う修正になることはありませんので、ご了承願ひします。

他に皆さんからご意見がなければ、以上で次第の3その他を終わります。これまで3回、そして今日で4回会議を行い、いよいよ市長に答申ということになりました。私の不慣れな部分もありまして、会議がスムーズにいかなかった点もございました。しかし、皆さまのご協力を得ましてなんとか最後までまとめることが出来ましたこと、御礼申し上げます。どうもありがとうございました。それでは事務局お願ひします。

4. 閉会

（総務政策部長）

おかげさまをもちまして、審議が終了し、答申を残すだけとなりました。昨年度の国土利用計画に始まりまして、本年度は長期総合計画・後期基本計画と、長期間にわたりご審議いただきましたこと、心より御礼申し上げます。大変ありがとうございました。

私をはじめ、事務局が不慣れなこともございまして、委員の皆さまにおかれましては、もどかしいと感じられる場面が多々あったかと思ひます。その点をお詫び申し上げます。今後におきましても、皆さまの貴重なご意見を市政にお寄せいただければと思ひます。また、議長役を務められました会長には、何かとお手数をおかけいたしましたこと、皆様の拍手をもちまして、感謝の意を表したいと存じます。会長、大変ありがとうございました。

会長、会長職務代理者におかれましては、最後の締めの仕事として市長への答申が残っております。ご対応の程、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第4回総合開発審議会を終了いたします。長期間にわたるご協力、大変ありがとうございました。